

ひょうごで働こう！合同企業説明会・就職支援セミナー実施事業（就職氷河期世代対象分） 運營業務委託仕様書

1 事業趣旨

就職氷河期世代の求職者等に対し、「ひょうご応援企業」などの県内企業の魅力を知ってもらうことにより、県内企業の人材確保及び就職氷河期世代の県内就職を促進するため、神戸において合同企業説明会を開催する。

また、合同企業説明会に先立ち、正社員就職への意欲を高めてもらうための就職支援セミナーを開催する。

2 名称

ひょうごで働こう！合同企業説明会事業・就職支援セミナー事業（就職氷河期世代対象分）

3 業務の委託期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

4 事業内容

就職氷河期世代対象の求職者等と「ひょうご応援企業」などの県内企業とのマッチングを図るため、神戸で「ひょうご応援企業」等が参加する合同企業説明会を開催する。また、合同企業説明会に先立ち、正社員就職への意欲を高めてもらうための就職支援セミナーを開催する。

（1）就職支援セミナーのプログラムの設定

正社員就職への意欲や合同企業説明会への参加意欲を高める効果のあるプログラムとすること。

- ① 対象者 主に就職氷河期世代の求職者（概ね37歳以上52歳以下）等
- ② 時期 委託期間のうち、合同企業説明会以前のいずれか1日
- ③ 場所 神戸市内で、求職者等の利便性を考慮した場所

（2）合同企業説明会参加企業の選定

公募及び受託者の企業開拓による推薦とする。公募に対して応募のあった企業とも調整の上、最終的には県が選定する。選定後、受託者は合同企業説明会へ参加する企業との連絡調整を行う。なお、参加企業は正社員の募集がある企業が望ましい。

（3）合同企業説明会の開催業務

- ① 対象者 主に就職氷河期世代の求職者（概ね37歳以上52歳以下）等
- ② 時期 委託期間のうちいずれか1日
※ 近畿経済産業局主催「30代・40代からの「正社員ライフ」応援 就職・転職説明会」と同日開催としてください。
- ③ 場所 神戸市内で、求職者等の利便性を考慮した場所

④ 合同企業説明会当日のスケジュール等（一例）

9:00～	会場設営
13:00～17:00	説明会開催
17:00～19:00	会場撤収

(4) 就職支援セミナー及び合同企業説明会実施方法

- ・ チラシ及びポスター等の作成やハローワーク等への訪問、インターネット等の媒体の積極的な活用等により、広く参加者の募集を行うこと。特に合同企業説明会については、参加企業数に見合う参加者数の確保に努めること。
- ・ 当日の会場設営と撤収（企業ブース、パネル、看板等）及び運営（受付、進行管理、参加者の企業ブースへの誘導等）を行うこと。また、パンフレットを作成し、参加者に配布すること。
- ・ 県と調整のうえ、就職・就農・スタートアップ等の相談ブースを設置すること。
- ・ 参加者数や当日アンケート等を集計し、報告すること。
- ・ 説明会参加者の就職状況を調査・集計し、報告すること。（令和6年2月末時点）
- ・ 合同企業説明会について、必要に応じて参加企業を訪問し、打合せやフォローを実施すること。
- ・ その他、事業目的を達成するために効果的な業務を行うこと。
- ・ 従来の実施手法にとらわれない柔軟な実施手法を期待する。

5 対象経費

事業費は、人件費、宣伝広告費、その他事業費とする。

(1) 人件費

合同説明会の企画・運営等に従事する者に対する人件費（賃金、社会保険料、労働保険料）

(2) 宣伝広告費

合同説明会参加者確保に係る広告費等の経費

（ポスター・チラシ作成費、情報サイト使用料等を含む。）

(3) その他事業費

会場設営費、旅費、通信費、印刷費、消耗品費、事務機器レンタル費、その他事業を実施するために必要と認められる経費

6 その他

- (1) 本業務を行うにあたっては、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」に基づき、開催時期に応じた適切な対応を取るとともに、実施・運営にあたっては「3つの密」（密閉、密集、密接）を回避し、適切な感染防止対策を講じた上で、説明会を開催すること。
- (2) 業務終了後は速やかに実績報告書及び委託者が求める資料を提出しなければならない。
- (3) 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (4) 事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。

別紙

- (5) 受託者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (6) 本委託業務は、国の会計検査の対象となるため、当検査の受検が決定した際は協力すること。
- (7) その他、本仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者の協議により定めるものとする。
- (8) 本業務により得られた成果は、委託者に帰属するものとする。
- (9) すべての証拠書類は本業務終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。